

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
競争的資金取扱要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費取扱規程（平成29年規程第67号。以下「公的研究費取扱規程」という。）に定める地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の取扱いの内、競争的資金に関し、適正に運営及び管理するために必要な基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 科研費助成事業 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が実施する科学研究費助成事業
- 二 科研費 競争的資金の内、科研費助成事業における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金
- 三 科研費運用要綱 地方独立行政法人大阪産業技術研究所科学研究費助成事業に係る運用要綱
- 四 研究費管理等のガイドライン 文部科学省作成の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」
- 五 直接経費 競争的資金により行われる研究遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費
- 六 間接経費 競争的資金による研究の実施に伴い、研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が充当し、使用する経費
- 七 間接経費取扱要綱 地方独立行政法人大阪産業技術研究所競争的資金に係る間接経費の取扱要綱

2 前項に掲げるもののほか、この要綱における用語の定義は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 競争的資金の適正な運営及び管理については、公的研究費取扱規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、研究費管理等のガイドラインの別紙に示された制度、その他国の各省庁が所管する団体、民間財団等の競争的研究資金制度に基づく特別な定めのある場合を除く。

2 前項に定めるもののほか、科研費の適正な運営及び管理については、科研費運用要綱に定めるところによる。また、間接経費の取扱いについては、間接経

費取扱要綱に定めるところによる。

(競争的資金の管理)

- 第4条 競争的資金の執行に関する事務は、業務推進部又は企画部が所掌する。
- 2 法人は、競争的資金の執行及び管理のため、必要に応じて理事長等の名義により口座を開設する。当該口座によって生じる利息は、当該競争的資金で実施するいずれかの研究経費に繰り入れて使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、科研費については、直接経費は専用の預金口座を設け運営及び管理する。直接経費の預金によって生じる利息は法人に属するものとする。
- 4 競争的資金で購入した設備、備品等は原則として法人に帰属するものとする。ただし、科研費により購入したものの帰属については、科研費運用要綱に定める。
- 5 経理に関する事務は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平成29年規程第42号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所出納事務取扱規程（平成29年規程第43号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約規程（平成29年規程第48号）及び間接経費取扱要綱に基づいて執行するとともに、関係法令並びに競争的資金の配分機関等が定める各種の規定等を遵守しなければならない。

(物品の発注と検収)

- 第5条 研究に必要な物品は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センターにおいては業務推進部において発注し、総務管理部において検収を行い、地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センターにおいては企画部及び総務部において発注と検収を行い、職員に物品の引き渡しを行う。

(出張)

- 第6条 競争的資金を用い出張を行う場合は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター旅費規程（平成29年規程第36-1号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員旅費規程（平成29年規程第36-2号）及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター外国旅行の旅費に関する規程（平成29年規程第88号）（以下併せて「旅費規程等」という。）に定めるところにより実施する。

(規程類の遵守)

- 第7条 職員は、競争的資金に係る事業の実施にあたり地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員就業規則（平成29年規程第13-1号）及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員就業規則（平成29年規程第13-2号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所倫理綱領及び旅費規程等の規程類を遵守するほか、職員及び物品等納入に係る事業者は関係法令

及び競争的資金の配分機関等が定める各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

2 関係法令及び各種規程の遵守を宣誓するため、職員及び物品等納入業者のうち法人が指定した者は、競争的資金等の執行に際して、それぞれ様式第1又は様式第2に定める誓約書を公的研究費取扱規程第4条第2項に定める最高管理責任者へ提出しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8条 公的研究費取扱規程第4条第3項に定める統括管理責任者は、競争的資金に係る事業を適正に運営及び管理し不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画の策定・実施について統括しなければならない。

2 前項の実働を担当する公的研究費取扱規程第11条に定める不正防止計画推進部署として、業務推進部及び企画部の責務を次の各号に定める。

一 法人全体の不正防止を推進する不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

二 法人における具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

三 前2号に係る策定内容及び実施状況を、速やかに公的研究費取扱規程第4条第1項に定める全運営・管理責任者に報告する。

四 第10条に定めるモニタリングを実施する。

(競争的資金に係る事業の事前相談窓口)

第9条 競争的資金に係る事業の申請や執行に関する方法等について法人内外からの事前相談を受け付けるため、業務推進部及び企画部に事前相談窓口を置く。

2 事前相談窓口は、不正防止計画推進部署と連携し、職員が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの否かを事前に相談できる体制を強化する。

3 事前相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、不正防止計画推進部署を通して、職員等の間で情報共有を図る。また、必要に応じて、公的研究費取扱規程第4条に定める全運営・管理責任者や第11条に定める内部監査部署にも情報提供を行い、不正防止対策の基本方針や法人規程類の見直し、コンプライアンス教育へのフィードバック等を図る。

(モニタリング体制)

第10条 不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、競争的資金の予算執行に対して定常的にモニタリングを実施する。

2 モニタリングは、不正防止計画推進部署が実施する。

3 モニタリングは、競争的資金の全ての予算執行を対象とし、遅滞ない予算執行状況の把握、検証及び確認を行うものとする。

4 モニタリングを実施中に、不正発生要因となるリスクが認められた場合、次

条に定める内部監査部署に速やかに当該情報を報告する。

(監査)

第11条 最高管理責任者は、内部監査部署として職員の中から監査人を、年度毎に任命する。ただし、監査人は、当該年度にいずれの競争的資金に係る事業にも携わっていない者であり、かつ不正防止計画推進部署に所属しない者とする。

2 内部監査部署は、最高管理責任者が直轄する組織であり、競争的資金に係る事業の運営及び管理に携わる法人の他の部署からは独立し、次項の各号に定める責務に係る業務を実施するための権限を有する。

3 内部監査部署の責務を次の各号に定める。

一 内部監査として、次に掲げる通常監査及び特別監査を実施する。

・通常監査：書類上の監査

・特別監査：書類上にとどまらない、実際の資金の使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認等を含めた調査及び視察等による査察

二 不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルの抽出や抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

三 前条に定めるモニタリングの実施が、不正の発生の抑制に有効に機能しているかを確認・検証する。

四 前3号の監査等を通して、法人における競争的資金に係る事業の管理体制に不備がないかを検証する。

五 前条第4項において不正防止計画推進部署から入手する不正発生要因に係る情報等に基づいて、年度毎の監査計画を適切に立案する。また、把握した不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。

六 競争的資金に係る事業の運営及び管理に携わる法人の他の部署との連携を強化し、効果的な監査等の実施を図る。

七 地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款に定める監事との連携を強化し、効率的・効果的かつ多角的な監査等の実施を図る。

4 前項各号の監査等は、別に定める競争的資金の監査手順に従って実施する。

5 内部監査部署は、実施した監査の結果を基に速やかに監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。監査報告書には、関係法令や各種諸規定等に違反して業務が行われたことを指摘する事項（指摘事項）や法人の内部統制等の観点から業務を改善する必要があると考えられる事項（改善事項）について、具体的に記載する。

6 最高管理責任者は、不正防止計画推進部署に当該監査結果を通知するとともに、指摘事項や改善事項に対する対応策等の検討を指示する。

7 不正防止計画推進部署は、当該の指摘事項や改善事項に対する対応策や改善

措置を検討し、最高管理責任者に報告するとともに、第8条第2項第1号に定める不正防止計画及び同第2号に定める不正防止対策への効果的な活用を図る。

(配分機関等の調査への協力)

第12条 法人は、競争的資金の配分機関等が実施する調査に協力する。

(情報発信)

第13条 法人は、競争的資金等の不正への取組に関する基本方針、管理・運営体制を定める規程類、通報窓口・事前相談窓口の設置等の情報をホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別途理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

(職員等用)

誓 約 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
理事長 様

所属 :

氏名 : 印

競争的資金に係る事業の執行にあたり、下記事項を遵守することを誓います。
本誓約に違反した場合、地方独立行政法人大阪産業技術研究所や競争的資金の配
分機関等から処分を受けること及び法的な責任を負うことを理解しています。

記

- 1 職務の遂行にあたっては、関係法令並びに競争的資金の配分機関及び地方独
立行政法人大阪産業技術研究所が定める各種の規定等を遵守すること。
- 2 研究活動における不正行為を行わないこと及び不正行為に関与しないこと。

以上

様式第2（第7条関係）

（物品等納入業者用）

誓約書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
理事長 様

会社名：

代表者： 印

弊社は、貴研究所に物品等を納入するにあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 関係法令及び競争的資金の配分機関が定める各種の規定等を遵守し、物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正かつ適切な処理を行い不正に関与いたしません。
- 2 発注依頼書等に基づく納品・検収業務についても貴研究所の指示に従い、協力いたします。
- 3 貴研究所が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。
- 4 万一、弊社に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 5 貴研究所職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、ただちに地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費取扱規程に定める通報窓口に通報いたします。

以上